

企画競争説明書

業務名称： パキスタン国パンジャブ州母子保健強化プロジェクト

調達管理番号： 21a00467

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月28日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月28日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国パンジャブ州母子保健強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2025年11月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2021年10月～2023年5月

第2期：2023年6月～2025年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1期

第1回(契約締結後)：契約金額の21%を限度とする。

第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2期

第1回(契約締結後)：契約金額の15%を限度とする。

第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

第3回(契約締結後25ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：竹内 清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月27日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーション実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

- 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先:

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーション実施する場合のみ)
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書:

宛先: e-koji@jica.go.jp

件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書

[例: 20a00123_〇〇株式会社_見積書]

本文: 特段の指定なし

添付ファイル: 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類:

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンテーションを実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
 - 本邦研修に係る経費
 - 第三国研修に係る経費
 - 供与機材に係る経費
 - 現地再委託に係る経費
 - 戦争特約保険料

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

【第1期】国内諸雑費（国内業務費）：200千円

【第2期】国内諸雑費（国内業務費）：200千円

【通期】事務所経費：150千円（月）

見積書の作成時点で超過することが明らかな場合は、契約交渉において適当な金額を提示する。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨（PKR1）=0.69915円

b) US\$ 1 =110.552円

c) EUR 1 =131.632円

5) その他留意事項

- a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／母子保健

b) スーパービジョン／モニタリング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 20.5人月（現地16人月、国内4.5人月）

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\text{（当該者の見積価格－最低見積価格）} \div \text{最低見積価格} \times 100 \text{（\%）}$$

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月13日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果（順位）及び契約交渉権が第1位にならなかった者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう

な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：母子保健／保健システム強化

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／母子保健

b) スーパービジョン／モニタリング

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／母子保健）】

- a) 類似業務経験の分野：母子保健に関する経験
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 スーパービジョン／モニタリング】

- a) 類似業務経験の分野：スーパービジョン／モニタリングに関する経験
- b) 対象国又は同類似地域：パキスタン国及びその他開発途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／母子保健	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： スーパービジョン／モニタリング	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年9月2日（木）15：00～16：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「パキスタン国パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

パキスタンは、南アジアの最貧国の一つであり、国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。）が発表している人間開発指数²は189か国中154位（2019年、UNDP）に留まる等、社会開発面で多くの課題を抱えている。中でも当国の保健セクターは、保健医療体制が脆弱なこと等により、保健指標は南アジアの中でも低く留まっており、また世界で残り二か国となったポリオ常在国の一つであるなど、多くの課題を抱えている。中でも母子保健に関しては、2000年から2017年にかけて、妊産婦死亡率は10万人あたり286人から140人へ、5歳未満児死亡率は1000人あたり107.5人から71.6人へ、新生児死亡率は1000出生あたり56.9人から43.2人へと改善したものの、南アジア平均（妊産婦死亡率10万人あたり163人、5歳未満児死亡率1000人あたり44.2人、新生児死亡率1000出生あたり27人）と比較しても死亡率は高い水準にある³。当国の4州のうち、パンジャブ州は妊産婦死亡率が10万人あたり180人、5歳未満児死亡率が1000人あたり69人、新生児死亡率が1000出生あたり41人（Multiple Indicator Survey Punjab 2017-2018）となっているが、特に妊産婦死亡率は国家平均と比較しても高い状況にある。さらに、2014年に国家保健サービス・国家行政・調整省（Ministry of National Health Services, Regulation and Coordination。以下、「MoNHSRC」という。）による県ごとの調査⁴では、同州南部はいずれの指標においても北部と比較して低く、5歳未満児死亡率や新生児死亡率では国家平均・州平均を大きく上回る県が存在しており、同州南部での母子保健指標の改善は喫緊の課題となっている。

かかる状況に関し、パキスタン政府は、国家開発計画「Pakistan Vision 2025」（2014年）の中で、MDGs及びSDGs⁵の達成に向けた7つの柱の一つに「人間中心の開発」を掲げている。また、それをもとに策定された「National Health Vision 2016-2025」（以下「Vision」という。）において、「強靱で対応力の高い保健システムを通じ、すべての国民、特に女性と子どもの健康が改善する」ことを重点課題と掲げているほか、大きな改善が見られていない新生児死亡については喫緊に取り組むべき課題として位置付けている。さらに、パンジャブ州はVisionに基づいて策定した「Punjab Health

² 保健、教育、所得という人間開発の3つの側面に関して、ある国における平均達成度を図るための指標を指す。

³ データの出典は世界銀行（以下、「世銀」という。）

⁴ MoNHSRCのHP：

<http://nhsrsrc.pk/dashboards/indicatorselect.php?target=mics&proid=17&years=2014>

⁵ 「Pakistan Vision 2025」策定時点ではSDGsはプロポーザル段階。

Sector Strategy 2012–2020」の中で、妊産婦死亡率を出生10万人あたり120人、乳児死亡率と5歳未満児死亡率を1000出生あたり30~40人に削減すること、また低栄養に関し、子供の低体重の割合を30.1%から10%、発育阻害を17.6%から6%、消耗症を14%から5%まで削減することを目標としている。加えて、同州ではSDGsのゴール3の達成を目的としてPrime Minister's Health Initiative⁶（以下、「首相イニシアティブ」という。）が展開されており、特に母子保健上の課題が大きい同州内の8県を対象に2020年12月までに達成すべき目標値を県ごとに定め、重点的に保健システムやガバナンスを強化することとしている。同州南部からはデラ・ガジ・ハーン（Dera Ghazi Khan。以下、「D.Gハーン」という。）県とラジャンプール県、ロードラーン県が首相イニシアティブの対象県に選定されており、州としての取組を強化させている。

具体的な母子保健に係る取組として、当国政府は1994年より保健医療従事者の不足や偏在を補うために地域の女性に必要なトレーニングを行い、主に一次医療施設を中心に基本的な母子保健サービスを提供するための事業（Lady Health Worker Programme）を導入している。この事業で新たに導入された女性地域保健ワーカー（Lady Health Worker。以下、「LHW」という。）は、一次医療施設の医療従事者等と連携しながら、住民に対し母子保健サービスを提供する役割を担っているが、事業開始後業務が拡大し、妊産婦ケアや予防接種に加え家族計画、HIV/AIDS予防まで行っている。加えて、それまで自宅分娩を支援していた地域助産師（Community Midwife。以下、「CM」という。）が施設分娩を促すために廃止されたことに伴い、CMの業務は徐々にLHWに移管させている。しかし、CMとLHWではもともと受けているトレーニングの内容が異なることから、CMと同等の業務を行うことができず、LHWの技術力をふまえた育成等の対応が必要となっている。

また、同州では医療サービスが必要な妊産婦や新生児に迅速に供給されるよう、一次・二次医療施設において24時間保健医療サービスを提供するため、人員増も含めた体制の強化を進めているほか、地域ごとの医療サービスへのアクセス格差を是正するため、救急車の活用を含む搬送体制の構築も行っている。同州で顕著となっている低栄養についても、一次医療施設を拠点に母子保健サービスと連携した栄養改善に関するサービス提供に重点的に取り組んでいる。これらの動きに効果的に対応するためには、医療施設に配置された人材が24時間体制でこれらの保健医療サービスを提供するための能力強化の必要性が認められている。また、各医療施設が継続的に母子保健の保健医療サービスを提供するためには、州、県の各行政レベルによる施設の監督システムが適切に機能し、人材のトレーニングが提供される必要がある。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

パキスタン国パンジャブ州母子保健強化プロジェクト

(2) 上位目標

パンジャブ州対象県での妊産婦と新生児の健康状況が改善する。

(3) プロジェクト目標

プライマリレベルを中心とした妊産婦及び新生児へのケアの質が向上する。

⁶パンジャブ州のプログラムとして実施。

(4) 期待される成果

- 成果1: コミュニティにおける妊産婦、新生児ケアの知識やスキルが向上する。
- 成果2: 施設レベルでの妊産婦、新生児に対する保健医療サービスが適切に提供される。
- 成果3: 州及び県における妊産婦、新生児ケアに対する監督機能が強化される。

(5) 活動の概要

- 活動0: パンジャブ州対象県(想定)において、妊産婦と新生児ケアの現状に関する調査を実施する。
- 活動1-1: 県保健局に妊産婦と新生児ケア改善のための調整機能を担うチームを組織する。
- 活動1-2: 妊産婦と新生児ケアの現状(トレーニング及び母子保健に関するツールを含む)を共同で調査し、分析を行う。
- 活動1-3: コミュニティレベルにおける改善計画を作成する。
- 活動1-4: 改善計画に基づく人材へのトレーニングを行う。
- 活動1-5: 対象県同士の経験や教訓の共有と活用を行う。
- 活動2-1: 各施設レベルにおいてワーキングチームを組織する。
- 活動2-2: 母子継続ケアや栄養改善のための取組を含めた改善計画を立案する。この計画は、一次・二次医療施設における24時間受け入れ体制構築を踏まえたものとする。
- 活動2-3: (母子手帳など)日本における経験や良い実例を共有する。
- 活動2-4: 妊産婦、新生児ケアのための環境整備(機材/施設の改修/維持管理等)を行う。
- 活動2-5: 一次・二次医療施設における24時間受け入れ体制の構築、及び妊産婦、新生児ケアの管理能力を強化するためのトレーニングを行う。
- 活動3-1: 対妊産婦及び母親の保健医療サービスに関する既存のモニタリング・評価の状況を分析する。
- 活動3-2: 既存のモニタリング・評価のためのツールを改訂する。
- 活動3-3: 改訂されたツールを用い、保健医療サービスに関するモニタリング・評価、スーパービジョンを行う。
- 活動3-4: 活動で得られた経験や教訓を州関係者に対しセミナー等の形で共有する。

(6) 対象地域

パンジャブ州内の3県をパイロットサイトとし、案件開始後1年以内に確定する。対象地域の選定に当たっては、人間開発部、安全管理部及びパキスタン事務所に事前相談の上、対象候補地域の十分な安全確認を行った上で確定する。

1) プロジェクトサイト

プロジェクト事務所をムルタン県に設置する予定。

治安と他パイロットサイトへのアクセスの観点からムルタン県をプロジェクト事務所の候補として挙げたが、活動開始後に現地や活動の状況を踏まえて検討の上、決定する。

2) 対象地域

以下4県のうち3県をパイロットサイトとする。

- ① 首相イニシアティブの対象県: D. G ハーン県、ラジャンプール県、ロードラー

ン県

- ② 他県と比較し、保健指標の低い傾向にある県：D.Gハーン県、ムザッファルガ
県

(7) 関係官庁・機関

パンジャブ州保健局 (Integrated Reproductive, Maternal and Neonatal
Child Health)、対象県保健局 (District Health Office)

(8) 協力期間

2021年10月から4年間

第4条 業務の目的

「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る
Record of Discussion (以下「R/D」という。)に基づき業務(活動)を実施すること
により、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年6月11日にパンジャブ州政府と締結したR/Dに基づいて実
施される「パンジャブ州母子保健強化プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目
的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業
務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成する
ものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P
のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの
活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状
況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うこ
とが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意
文書の変更、契約の変更等)を取ることとする。

(2) 二段階方式による案件実施

本プロジェクトは二段階方式を用い、案件を実施する。協力期間開始後に母子保
健に係る調査を実施し、現状の確認と課題の抽出を行う。調査結果をふまえ、プロ
ジェクト開始後1年でプロジェクトの活動内容及び指標を固め、詳細計画策定結果
を確定し、先方と合意する必要がある。そのため、詳細計画の策定に必要な活動内
容の確定、プロジェクトの効果を適切に計測するために必要な指標、根拠となる情
報リソースの提案など、詳細策定結果の確定と合意取り付け等一連のプロセスを
支援すること。

また、先方政府の優先事項、パキスタン政府の方針である「パンジャブ州の母子
保健および栄養にかかる方針(Planning Commission Form 1、以下「PC-1」)の内
容及び実施状況を確認し、詳細計画策定に必要な活動、成果指標についてJICAに提

案すること。

さらに活動を実施する上で、機材供与の必要性が確認された場合は、パキスタン国における維持管理も情報も併せて妥当性を検討し、必要機材をJICAに提案すること。

なお、調査期間中であっても、早期に取り組むことが出来る活動については、並行して進めることができる点にも留意すること。

(3) 遠隔による協力の実施

新型コロナウイルス感染拡大により、現地渡航が制限される可能性がある。現地渡航が難しい状況下においても、現地リソースの活用やWeb会議の実施により、活動を継続して行う。遠隔下による具体的な活動案については、プロポーザルにて提案を行う。

(4) 現地リソースの活用

パンジャブ州において同分野で一定の経験を積んだ現地リソースがいる場合には、これらコンサルタント等を積極的に活用することがプロジェクトの効率性を確保するためにも重要である。

また、対象地域については、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、邦人コンサルタントが頻繁に訪問できないことが想定されることから、現地コンサルタントやNGO等の活用を積極的に検討すること。

現地リソースを活用する際は、適切な監督、指示を行うこと。

(5) 渡航における安全管理上の配慮

現地業務に先立ち、渡航情報（渡航予定の業務従事者の連絡先や行程）をJICAパキスタン事務所に共有し、必ず事前にセキュリティクリアランス及び渡航可否を確認した上で、渡航計画を決定する。また、渡航前には安全管理部が実施するブリーフィングや安全対策研修に参加する。詳細は【第4章 業務実施上の条件】8. 安全管理を参照。さらに、プロジェクト事務所を開設する際に必要となる安全対策に関連する機構の手続きの際には必要な情報を提供するなど、機構が定める手続きに協力すること。

(6) プロジェクトの実施体制の運営

本プロジェクトの実施にあたり、プロジェクトの意思決定機関にあたる合同調整委員会（Joint Coordination Committee、以下「JCC」）を運営する。1年に1度以上の目安でJCCを開催し、活動内容の大幅な変更等、重要な意思決定が必要になった場合は、JCCにて合意形成を行う。JCCの他に、先方政府とのコミュニケーションをより円滑にする目的で、Project Implementation Committee（以下、「PIC」）を形成し、プロジェクトの進捗や先方政府の方針の確認を行う。主な構成については以下の通りを想定している。

- List of Members of Joint Coordinating Committee (JCC)

Pakistan Side		
1	Project Director Additional Secretary (Technical), Primary & Secondary Healthcare Department (P&SHD) Punjab	chairperson

2	Project Manager Program Director, Integrated Reproductive Maternal and Neonatal Child Health & Nutrition (IRMNCH&N) Program, P&SHD Punjab	co-chairperson
3	Deputy Director-Operations (Central), Integrated Reproductive Maternal and Neonatal Child Health & Nutrition (IRMNCH&N) Program, P&SHD Punjab	member
4	Director Planning & Development (P&D), Director General Health Services (DGHS) Punjab	member
Japan side		
1	JICA Chief Advisor	co-chairperson
2	Representative, JICA Pakistan Office	member
3	Program officer, JICA Pakistan Office	member
4	JICA Experts	member
5	Representative, Embassy of Japan in Pakistan	observer

- List of Members of Project Implementation Committee (PIC)

Pakistan side		
1	Project Manager Program Director, Integrated Reproductive Maternal and Neonatal Child Health & Nutrition (IRMNCH&N) Program, P&SHD Punjab	chairperson
2	Deputy Director-Operations (Central), Integrated Reproductive Maternal and Neonatal Child Health & Nutrition (IRMNCH&N) Program, P&SHD Punjab (IRMNCH&N) Program, P&SHD Punjab	member
3	Director Planning & Development (P&D), Director General Health Services (DGHS) Punjab	member
Japan side		
1	JICA Experts	member

(7) 1次医療施設における24時間体制の構築支援、および基礎的緊急産科新生児ケア (Basic EmONC) 提供体制の構築

PC-1において、基礎保健ユニット (Basic Health Unit) における24時間体制の構築および農村保健センター (Rural Health Center) における基礎的緊急産科新生児ケア (Basic EmONC) 提供体制の構築の計画が掲げられている。現在パンジャブ州ではインフラの整備とパイロット事業が行われている。今後の展開の中で、緊急産科新生児ケアに対応する医療従事者の能力強化やモニタリング体制の整備等の支援ニーズが確認される可能性があるため、州保健局を中心に本計画の関係者と、調査段階から連携を図る。

(8) 栄養改善活動

パンジャブ州内では妊婦の低栄養や母乳栄養関連指標の低さが課題となっており、PC-1においてLHWやCommunity Midwife (CMW) 等による、地域レベルの栄養改

善計画が掲げられている。一次医療施設では低栄養状態にある妊婦や乳幼児に対し、栄養補助食品の配布を行ったり、重症例では入院加療を行ったりしているが、栄養スクリーニングや栄養指導等の予防的活動については、活動の支援を必要としている。一方、プライマリレベルでの人材は量、質的にも不足している状況にあることから、栄養改善の取り組みを既存のプライマリヘルスケアシステムに統合していくことも検討すること。

なお、パンジャブ州では計画局主導により、栄養分野でマルチセクトラルアプローチが取られており、計画局は栄養関連データの管理、および指標のモニタリングと評価、介入の計画を担っており、州保健局だけでなく農業局、教育局、水道局等との連携が試みられている。UNICEFや世銀など様々なドナーも関与しており、栄養に係る活動を実施する際には、これらのステークホルダーとも適宜情報共有しながら活動を行うこと。

(9) 本邦研修

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を実施する。プロポーザルにおいて、C/PIに対する本邦研修の実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこと。その際は、実施業務に関連する経費もあわせて積算すること。経費については別見積とする。

ただし、以下の表に示したテーマ、回数及び対象者等に関わらず、本邦研修にて実施することが望ましいと考える内容がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、本邦研修の受入業務、監理業務はJICAで対応する。

なお、以下の表以外に、2021年12月に開催予定である栄養サミット等、オンラインで実施される可能性がある研修への参加も適宜検討する。オンライン研修参加に係る費用については、見積書への計上を行わない。

・ 第1期研修分

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度(目安)
保健行政	対象州・県保健局、対象県1次・2次医療施設管理者、対象州計画局	10名	約1週間	2022年度
母子保健	対象州・県保健局、対象県1次・2次医療施設管理者、対象県医療・従事者、PICの構成員	10名	約1週間	2022年度
栄養	対象州・県保健局、対象県1次・2次医療施設管理者、対象県医療・従事者、PICの構成員	10名	約1週間	2023年度

・ 第2期研修分

テーマ	対象者	人数	期間	開催時期
母子保健	対象県1次・2次医療施設管理者、対象県医療・従事者PICの構成員	10名	約1週間	2024年度
栄養	対象県1次・2次医療施設管理	10名	約1週間	2024年度

	者、対象県医療・従事者、PIC の構成員			
--	-------------------------	--	--	--

(10) 第三国研修

・ 母子手帳国際会議の活用

2022年8月にオランダ・アムステルダムにて開催予定である母子手帳国際会議の参加も念頭に、参加が適切と思われるC/Pの参加を検討する。

第三国研修に係る費用は別見積とする。

(11) 供与機材

本プロジェクトでは、母子保健に係る啓発・スクリーニング・診断等を行うにあたり、各医療施設で十分な活動を行うため、必要な医療機材の調達を行うことが想定される。供与機材の数量と仕様について、プロポーザル上で可能な範囲で具体的な提案を行うこととするが、最終的には案件開始後に行う調査の結果を踏まえ、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な数量と仕様を先方とも確認の上、調達対象機材を決定することとする。実際の機材の調達にあたっては「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」等機材調達に関するガイドラインに沿って実施すること。プロポーザル上の提案に際しては別見積とする。

(12) 他の JICA 事業（技術協力プロジェクト）との連携

パンジャブ州では、JICAの技術協力プロジェクト「オルタナティブ教育推進プロジェクト（以下、AQAL）」を2020年3月まで実施していた。AQALは識字教育を実施しており、活動の一環として2019年1月-2020年1月にバロチスタン州首都クエッタ、マスタング県、ピシン県の3県にある保健所で、保健補助員(Leady Health Visitors)に対し、識字教育を行うためのトレーニングを実施した。AQALは2020年11月よりフェーズ2を実施している。本プロジェクトの活動地域で、AQALフェーズ2が識字教育を実施する可能性があるため、必要に応じてAQALに情報提供をする。両プロジェクトの活動状況に応じて、AQALの活動との連携を適宜検討する。

(13) 他の JICA 事業（無償資金協力）との連携

本プロジェクトの活動の中で、活動対象の候補となる医療施設における医療機材の整備ニーズ調査を行い、無償資金協力による医療施設及び機材の支援の可能性についても併せて検討する。

無償資金協力による支援の可能性については、第一次～第三次レベルを対象とし、レファラル単位で施設強化をすることを想定しており、本プロジェクトとの連携についても考慮する。2022年5月頃までに無償資金協力のニーズに係る調査報告書を取りまとめる。調査報告書では、パンジャブ州南部における医療施設の機材の現状・課題、機能回復が必要な機材リスト及び想定される概算事業費等を記載する。

分野については本事業との連携の観点で母子保健分野を視野に入れつつ、現地のニーズに合わせて母子保健分野以外の機材についても広く検討する。

(14) UNICEF との連携

パンジャブ州ではUNICEFが栄養改善のための取組（Outpatient Therapeutic Programme）及び妊産婦と5歳までの子どもの健康記録を推進する取組（Green Book

Initiative)、乳幼児の重症細菌感染の早期発見早期治療を促す取組(Possible Serious Bacterial Infection Initiative)を実施している。特に健康記録に係る活動については、JICAが他国で実施をしてきた母子手帳の経験等を活用して、妊婦への啓発活動等を取り入れることを検討する。

ラホールにUNICEFの事務所があるため、定期的に同事務所と情報共有を行う。

(15) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析

プロジェクトの実施に際しては、母子保健に係る情報収集等を行うにあたり、男女別データの収集・分析を行い、男女別データで定量的効果を把握することや、母子に係る活動においても男性の参画を考慮した活動内容を検討する等、ジェンダー主流化ニーズの調査・分析を行うこととする。

(16) 根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう、可能な限り統計学的手法(事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む)を用いた検証を行うように留意する。

(17) 事業のフェーズ分け

本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・第1期：2021年10月～2023年5月
- ・第2期：2023年6月～2025年11月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することとする。

第7条 業務の内容

【第1期契約期間：2021年10月～2023年5月】

(1) ワーク・プラン(第1期原案)の作成・協議

本プロジェクトにかかる協力準備調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン(第1年次原案)(英文)に取りまとめる。

同レポートを基に、現地パンジャブ州政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

(2) モニタリングシート(ver. 1)の作成・協議、合意

2021年4月(詳細計画策定調査時)に策定したプロジェクトデザインマトリックス(PDM)、活動計画(P0)を基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案を作成し、パンジャブ州政府関係者と協議、意見交換し、合意する。その結果を踏まえて、修正版PDM、P0を作成し、モニタリングシート(ver. 1)としてJICAパキスタン事務所に提出する。

PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。

(3) 現状調査の実施（活動0、1-2、3-1）

パンジャブ州内の母子保健／栄養に係る状況の確認及び活動内容を策定するため、基礎的な現状調査を行い、プロジェクト開始後半年を目途に提出する。調査結果を踏まえ、詳細計画策定調査に向けて、今後の活動内容や事前評価に関わる成果指標の提案等を行う。本調査については、現地再委託を認める。

(4) 県保健局妊産婦・新生児ケア改善チーム、各施設レベルにおけるワーキングチームの組織（活動1-1、2-1）

適切な活動内容を計画して、中心的に実施することを目的とし、ワーキングチームを構築する。可能な限り開発効果が多様な住民にいきわたるようなシステムとなるよう工夫する。

(5) 無償資金協力に係るニーズ調査

パンジャブ州内における医療施設及び機材のニーズを調査し、2022年5月頃までに無償資金協力に係る調査報告書を取りまとめる。提出時期については新型コロナウイルス感染拡大の影響も鑑み、監督職員と相談の上決定する。

(6) パイロットサイト選定（活動1-3、2-2等）

現状調査を通じて、特に緊急に実施すべきパイロットサイトを選定し、実施方法を含めた実施計画を策定する。

(7) ワーク・プラン（第1期）の合意（活動1-3、2-2等）

上記の活動の結果を踏まえ、再度プロジェクトの実施方法等を具体化したワーク・プラン（第1期）を作成し、現地パンジャブ州関係者、関係者等と協議、意見交換し、ワーク・プランとして合意する。

なお、ワーク・プランについては、評価指標を含めた案件全体のPDM及びPOを作成した上で、関係者と合意形成を行うこととする。

(8) ワーク・プランに基づくトレーニングの開始（活動1-4、2-5）

ワーク・プランに基づき、妊産婦と新生児ケアや一次・二次医療施設における24時間受け入れ態勢の構築に係るトレーニングを開始する。

(9) 既存のモニタリング・評価のためのツールの改訂、活用（活動3-2、3-3）

現状調査の結果を踏まえ、第1期で既存のモニタリング・評価のためのツールを改訂する。ツールを用い、保健医療サービスに関するモニタリング・評価、スーパービジョンの活動を開始する。

(10) 経験や教訓の共有と活用（活動1-5、2-3、3-4）

活動を通し、日本における経験や好事例を共有する。また、対象県同士の経験共有会、州関係者に対するセミナー実施により、活動で得られた経験や教訓の共有と活用を行う。

【第2期次契約期間： 2023年6月～2025年11月】

(1) ワーク・プラン（第2期）の合意

業務計画書（第2期）に基づき、第2期の活動の基本方針、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期）を作成し、現地パンジャブ州政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(2) トレーニング、モニタリング・評価、経験や教訓の共有（活動1-4、1-5、2-3、2-4、2-5、3-3、3-4）

第1期で開始した活動を適宜見直ししながら、継続して実施する。

(3) プロジェクト事業完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト事業完了報告書として取りまとめる。

【全契約期間を通じての業務】

(1) 合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回JCCを開催し、モニタリングシート等を用いてプロジェクトの進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針についてC/Pと協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/Pの確認を得る。

(2) プロジェクト進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、JICAパキスタン事務所経由でJICA人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前には、C/PとともにJCCで合同レビューを行う。

(3) 本邦研修の実施支援

C/Pに対し、本邦研修を実施する。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）を参照の上、スケジュール、対象者、研修受入れ機関、研修内容を研修開始4.5か月前までにJICAに提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務はJICAで対応し、本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行う。実施業務に関連する経費を積算すること。

(4) 広報活動

業務実施に当たっては、本協力の意義、活動内容とその成果をパキスタン・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA人間開発部およびパキスタン事務所と協議の上、広報に努める。効果的な広報の方法について、提案すること。

第8条 成果品等

(1) 報告書等

期	レポート名	提出時期	部数
---	-------	------	----

第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約4ヵ月後	英文：データ提出
	現状調査報告書	業務開始から約6ヵ月月後	和文：3部
	無償資金協力に係るニーズ調査報告書	2022年5月頃	和文：3部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：データ提出
第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3ヵ月後	英文：データ提出
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：データ提出
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：3部 英文：5部 CD-R（日）：3枚 CD-R（英）：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）はJICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 巡回活動及びアウトリーチ活動に係る標準運用手順
- イ 研修教材
- ウ 巡回活動及びアウトリーチ活動に係る長期戦略
- エ 啓発活動教材
- オ スーパービジョンに係る標準運用手順書

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

第4章 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- ・ 第1期：2021年10月～2023年5月
- ・ 第2期：2023年6月～2025年11月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約18人月
- 第2期 約22.5人月
- （全体） 約40.5人月

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 業務主任者／母子保健（2号）
- イ スーパービジョン／モニタリング（3号）
- ウ 緊急産科ケア／新生児ケア
- エ 医療施設／医療機材（第1期のみ）
- オ 業務調整／研修監理

3. 対象国の便宜供与

（1）C/Pの配置

（2）事務所スペースの提供（ムルタン県保健局内予定）

事務所については案件開始後、調査及び関係者と協議の上決定するため、定額見積とする。契約締結前に、定額を超過することが明らかな場合は、契約交渉時に修正金額を提示する。

4. 配布資料／貸与資料

- ・ 案件概要表（案）
- ・ 現地調査報告書
- ・ PC-1
- ・ 大統領イニシアティブパワーポイント資料
- ・ Punjab Health Sector Plan 2018
- ・ Punjab Multiple Indicator Cluster Survey 2017-18
- ・ Punjab Health data reference
- ・ Punjab Health Sector Strategy 2019 - 2028

5. 参照資料

- ・ JICA ホームページ 栄養改善
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/index.html>
- ・ 東京栄養サミット 2021

<https://nutritionforgrowth.org/events-japanese/>

- 第12回母子手帳国際会議ホームページ
<https://conference.mchhandbook.com/>
- パキスタン・イスラム共和国オルタナティブ教育推進プロジェクト
(AQAL) 事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12345823.pdf>
※主な該当箇所は60ページ～62ページ。ハイパーリンクが開かない場合はURLをブラウザに入力して開くこと。

6. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。なお、提案に際して、業務用機材は本見積もりに計上する。

7. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) パイロット地域における母子保健／栄養に係る現状調査
- (2) プロジェクト指標測定の基本ライン、エンドライン調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、プロポーザル上の提案に際して、現地再委託は別見積もりとする。

8. 安全管理

- (1) 現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策・渡航手続きについては下記ホームページも参照し、内容を遵守すること。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/abroad.html>
- (2) 現地の治安状況については、十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。
- (3) 現地業務に先立ち渡航予定の業務従事者を外務省「たびレジ」に登録するとともに、渡航情報（渡航予定の業務従事者の連絡先や行程）をJICAパキスタン事務所に連絡し、必ずセキュリティクリアランス及び渡航可否を確認した上で渡航を決定する。また、安全管理部が実施するブリーフィングや安全対策研修に参加する。
- (4) パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、連絡手段としてのコミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター）、衛星電話等を用意すること。
- (5) 現地到着後、業務開始前にJICAパキスタン事務所において安全対策ブリーフィングを受けることとする。
- (6) 現地作業期間中は、安全管理に十分留意し、JICAパキスタン事務所の指示に

従うこと。JICA パキスタン事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。毎日、安全オペレーションルームへの定期連絡および都市間移動時の連絡を行う。

- (7) パキスタン国内における宿泊場所は、JICA パキスタン事務所に推奨された範囲内の宿泊施設とし、執務室事務所としてスペースは必要な安全対策措置の施されている事務所スペースを確保し、JICA パキスタン事務所の確認を得ること。
- (8) 業務従事者の渡航情報については、月間業務予定表を前月末までに人間開発部及び JICA パキスタン事務所へ提出し、さらに配属先以外の新規の訪問先への移動については、セキュリティクリアランスシートを事前に JICA パキスタン事務所へ提出し、相談すること。移動手段は車両に限定する。
- (9) 治安状況によっては、移動時、武装警察官や武装民間警備員の配置が必要となる。治安情勢に応じ JICA パキスタン事務所の指示により増強が求められる可能性がある。
- (10) 上記安全管理にかかる経費として、必要時協議の上、以下の項目を認める。
 - ア) 航空賃
路線の変更、他社便の利用、予定の変更等を含む緊急時の対応が容易な航空券の購入が可能
 - イ) 武装警備員傭上、安全対策設備費等
 - ウ) 通信機器の購入
衛星電話機材、使用料金等

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約、第2期契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上